

船舶事故調査報告書

令和元年6月26日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成30年11月29日 10時20分ごろ
発生場所	愛媛県宇和島市横島南東方沖（錐ノ瀬） 本浦港小内浦防波堤灯台から真方位197° 3.1海里（M）付近 （概位 北緯33° 09.2′ 東経132° 20.9′）
事故の概要	漁船第三十一住宝丸は、南西進中、浅所に乗り揚げた。
事故調査の経過	平成30年12月5日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 第三十一住宝丸、322トン
船舶番号、船舶所有者等	129034、住宝丸活魚運搬株式会社
乗組員等に関する情報	船長、四級（航海）
負傷者	なし
損傷	船首部外板に破口を伴う擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南西、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の末期、潮流 北流約1ノット 潮高 164cm（宇和島）
事故の経過	本船は、船長ほか5人が乗り組み、自動操舵により南西進中、船長が、横島東端から約0.5M離す針路とし、活魚の状況確認を行う目的で、少しの間ならそれほど圧流されることはないと思ひ、船橋を無人として前部甲板に向かい、約6分間、活魚の状況確認を行って船橋に戻った直後、錐ノ瀬に乗り揚げた。 本船の喫水は、船首約3m、船尾約5mであった。 錐ノ瀬は、横島東方沖約0.3Mに存在し、水深約0.9mであった。
分析	本船は、北流の潮流がある状況下、南西進中、船長が、少しの間ならそれほど圧流されることはないと思ひ、降橋して船橋を無人の状態としたことから、圧流されて横島南東方沖の浅所に向かう態勢で航行していることに気付かず、浅所に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、北流の潮流がある状況下、南西進中、船長が、少しの間ならそれほど圧流されることはないと思ひ、降橋して船橋を無人の状態としたため、圧流されて横島南東方沖の浅所に向かう態勢で航行していることに気付かず、浅所に乗り揚げたものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・航行中は、船橋を無人としないこと。

	・潮流がある海域では、離岸距離を適切にとること。
--	--------------------------